

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **美里町** (都道府県: **熊本県**)
 本事業の担当部局名 **美しい里創生課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	美里町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,700,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 第2期美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「未婚率は増加傾向であり、全世代で熊本県よりも高くなっている中でも特に、20~39歳で高い値となっており、「このことは少子化の要因の一つとして考えられる」としており、少子化対策として、『若者の結婚へ繋がる環境の創出』を図ること及び出産と子育てにおいては、『母子保健体制、保育サービス、教育等の充実に努め、若年層の重要なライフステージを切れ目なく支援』することを基本的方向として定めている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 これまでの施策を踏まえ、若者の結婚へ繋がる環境の創出を図り、子どもへの支援を行うことで、経済的負担軽減に取り組むことを方向性としている。また、出産についても、経済的支援や様々な疑問や不安の軽減を図れるように、相談窓口の周知を行うこととしている。 <本個別事業の位置付け> 町では結婚へつながる環境の創出を図ることを目標に掲げ ①結婚希望者への出会いの機会の提供 ②結婚に伴う経済的負担の軽減 ③結婚希望者を支援する社会的機運の醸成 の取組を行うこととしている。本事業については上記取組の②に位置づけられる。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれも町税等の徴収金に滞納がないこと。 ・自治体を実施する家事育児参画促進講座など、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組へ参加すること。 ・美里町暴力団排除条例(平成23年美里町条例第18号)第2条第2号に規定する暴力団員等ではないこと。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	3	世帯		
	その他	3	世帯		

【世帯数積算根拠】

(29歳以下世帯)：3世帯(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)=180万円
 (39歳以下世帯)：3世帯(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)=90万円 合計270万円

- ・①6.5件(支給見込み件数×39歳以下)=②17.8件×③75.8%×④48.0%
- ・②近年の婚姻数の平均 17.8件
- ※『人口動態統計』年間婚姻件数(R1年:25件、R2年:17件、R3年:19件、R4年:14件、R5年:14件)/5年
- ・③近年の39歳以下の婚姻世帯割合 75.8%
- ※『人口動態統計』結婚生活に入った夫婦共に39歳以下の世帯割合(R1年:64%、R2年:88%、R3年:78%、R4年:78%、R5年:71%)/5年
- ・④『令和3年国民生活基礎調査』令和4年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 48.0%
- ※小数点以下は小数点以下第2位を四捨五入
- ・年齢別人口調べ令和5年12月31日時点(18歳～29歳:634人(51.4%)、30歳～39歳:599人(48.5%))
- ・(29歳以下世帯)：①6.5件×51.4%=3.34件≒3件
- ・(39歳以下世帯)：①6.5件×48.5%=3.15件≒3件

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	0
1月～3月(見込)	0

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	3 世帯 × 600,000 円 =	1,800,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	3 世帯 × 300,000 円 =	900,000 円	
	(継続補助)	0 円	
	合計	2,700,000 円	

3. 広報の実施予定

町ホームページ及び町広報紙への掲載

KPI項目	単位	目標値	現状値		
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	子どもの出生数	人	32 32 (令和元年度)		
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.55 (平成27年)		
	婚姻件数	件	14件 (令和5年)		
	婚姻率		1.57 (令和5年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容 番号	項目	単位	目標値	現状値
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	0 (未申請)
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	40	0 (未申請)
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	0 (未申請)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・熊本県HP等で当該事業及び実施市町村についての広報を行う。 熊本県が実施する都道府県主導型連携コース要件事業への連携は以下のとおり。 【結婚支援】 ・県は市町村に、「まちのよかボス」養成研修の日程等の情報提供及び「まちのよかボス」相談所を設置する。 ・市町村は、市町村内の結婚支援に興味のある人を発掘し、「まちのよかボス」養成研修の受講案内を行うとともに、県が設置する「まちのよかボス」相談所を管内住民に周知し、相談者を「まちのよかボス」につなぐ。 【子育て支援】 ・市町村は、県が運営する子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の定期的なFAQや公共施設の情報更新について、県に情報を提供する。 ・市町村は、市町村内の子育てイベント情報や感染症・予防接種情報などの子育て支援情報を随時県に提供し、県は子育て支援LINEアカウント「聞きなっせAIくまもと」の配信機能を用いて、県民に向けて情報発信を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町HPなどで、本事業についての制度内容、対象者等を分かりやすく記載し、引越事業者をはじめとする事業に関係する民間事業者が情報を得ることのできる環境とする。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。